

国民年金保険料 産前産後の免除制度

国民年金第1号被保険者で出産した、または出産予定の方は、届出により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。出産予定日の6か月前から届出できますので、該当する方は以下の窓口へお越しください。

対象者 国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産した方

免除期間 出産予定日または出産日の前月から4か月間

届出窓口 住民課、分庁総合窓口課

届出に必要なもの

母子手帳、認印、本人確認書類（運転免許証など）、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの（年金手帳、マイナンバーカードなど）

問い合わせ先

米子年金事務所 TEL:0859-34-6111
住民課 TEL:0859-68-3115

国勢調査へのご協力を お願いします

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。

調査結果は、防災対策や少子高齢化対策、過疎対策などの重要課題に対する施策などに活用します。

国勢調査へのご回答をよろしくお願いします。



◆9月上旬から調査員が訪問します

調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布します。もれなく・重複なく調査を行うために、訪問時に代表者の氏名と世帯人数をおたずねします。

◆便利なインターネット回答をご利用ください

国勢調査は、紙の調査票での回答のほか、パソコンやスマートフォンなどからインターネット回答を行うことができます。

新型コロナウイルス感染症対策（接触機会の減少）のため、ぜひご活用ください。

問い合わせ先

企画課 町づくり推進室
TEL:0859-68-3113

火葬場「桜の苑」 改修工事

鳥取県西部広域行政管理組合が運営する火葬場「桜の苑」（米子市長砂町）は、令和2年6月から令和3年3月までの予定で改修工事をします。

火葬の受付などは通常どおり行いますが、令和2年10月から令和3年1月までの間、待合室・便所などは仮施設のご利用をお願いします。

工事中は、駐車台数の減少、施設内への仮設物の設置、作業音や振動などの発生のため、ご利用の皆さまにご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合事務局施設工事課
TEL:0859-29-5124

HP: <http://www.tottori-seibukoiki.jp/>
(工事のお知らせを掲載)

あなたの大切な遺言書 法務局が保管します

遺言には、法律の専門家である公証人に依頼して作成する公正証書遺言と、遺言者が自書して作成する自筆証書遺言があります。

法務局は、本人が書いた自筆証書遺言書を保管する制度を開始しました。皆様の大切な財産を確実に託す方法の1つとしてご活用ください。

保管申請の手続きなどは、事前予約制です。詳しくは法務省ホームページで検索するか、法務局までお問い合わせください。また、公正証書遺言に関するお問い合わせは、公証役場にお尋ねください。

法務省ホームページ

法務省 遺言書保管

検索

問い合わせ先

鳥取地方法務局 TEL:0859-22-6161
米子公証役場 TEL:0859-32-3399